

## ハザード概要シート (案) (ジフェノコナゾール)

### 1. ハザード等の概況

- ・平成 5 年 (1993 年) 4 月 28 日農薬登録、殺菌剤、普通物
- ・糸状菌による果樹や野菜等の黒星病、赤星病や黒点病等の幅広い病気に効果があり、糸状菌類の細胞膜を構成する物質の生成を妨げることによって、殺菌作用を発揮すると考えられている。果樹等の病害防除に使われており、予防と治療の両方の効果があるとされている。

### 2. 人に対する健康影響

(国内外の中毒事例、中毒症状、治療法、予後・後遺症 等)

[国内外の中毒事例]

- ・該当データ無し。

[中毒症状]

- ・該当データ無し。

[治療法]

- ・飲み込んだ場合：口をすすぐこと。気分が悪い時は、医師の診断を受けること。
- ・吸入した場合：被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受けること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が持続する場合は医師の診断を受けること。

[応急手当]

- ・飲み込んだ場合：口をすすぐ。
- ・吸入した場合：速やかに新鮮な空気のあるところへつれて行き、深呼吸をさせる。
- ・皮膚、衣類に付着した場合：汚染した衣類をぬがせ、皮膚を多量の水と石けんでよく洗い、付着した農薬を除去する。洗浄時間は最低 15 分必要。
- ・眼に入った場合：直ちに蛇口の水、やかんの水のような流水 (大量の水) で洗浄する。コンタクトレンズをつけている場合、コンタクトレンズをはずしその後も十分に洗浄を続ける。
- ・いずれも症状がある場合は、直ちに医師の診断を受ける。

[医療機関での治療]

- ・飲み込んだ場合：必要に応じて胃洗浄、活性炭と下剤の投与、等を行う。
- ・その他必要に応じて、支持療法を行う。

[予後・後遺症]

- ・該当データ無し。

## ハザード概要シート (案) (ジフェノコナゾール)

### 3. 汚染防止・リスク低減方法

- ・該当データ無し。

### 4. リスク評価状況

#### (1)国内

(評価結果、提言等、耐容摂取量等(急性参照用量含む)等)

[評価結果、提言等]

- ・平均 1 日摂取量は 0.00455 mg と推計されており、これは、体重 50 kg 換算の ADI の 0.95%に相当し、食物から取り込むことによる人の健康への影響は小さいと考えられる。
- ・推定一日摂取量は ADI に対して 20%未満であり、食品を介しての摂取については、現時点において問題となるものではないと判断される。

[耐容摂取量等]

- ・ADI (一日許容摂取量) は体重 1 kg 当たり 0.0096 mg (厚生労働省による評価)
- ・ARfD (急性参照用量) : 該当データ無し。

#### (2)国際機関及び諸外国

(評価結果、提言等、耐容摂取量等(急性参照用量含む)等)

[評価結果、提言等]

- ・該当データ無し。

[耐容摂取量等]

- ・EFSA によれば ADI は 0.01 mg/kg 体重/日
- ・ADI : 0-0.01mg/kg 体重/日 (JMPR による評価)
- ・ARfD (急性参照用量) : 0.3mg/kg 体重/日 (JMPR による評価)

### 5. リスク管理状況

#### (1)国内

(規格・基準設定状況、その他のリスク管理措置)

[規格・基準設定状況]

- ・公益財団法人日本食品化学研究振興財団によれば、食品により 0.01ppm~10ppm
- ・公益財団法人日本食品化学研究振興財団のジフェノコナゾール基準値 [http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/agrdt1.php?a\\_inq=30200](http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/agrdt1.php?a_inq=30200) を参照。

[その他のリスク管理措置]

- ・容器を密閉して冷乾所にて保存すること。

## ハザード概要シート (案) (ジフェノコナゾール)

### (2) 国際機関及び諸外国

(規格・基準設定状況、その他のリスク管理措置)

#### [規格・基準設定状況]

・最大残留基準：

Codex では複数の食品について 0.02ppm、米国では食品により 0.01ppm～0.15ppm、欧州では食品により 0.05ppm～0.1ppm。(以上、<http://www.mrldatabase.com/>を参照)

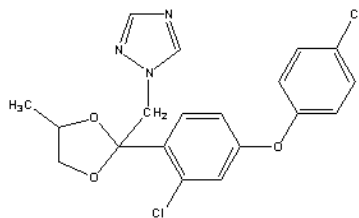
#### [その他のリスク管理措置]

・該当データ無し。

## 6. 参考情報

### (1) 分子式等

分子式／構造式：C<sub>19</sub>H<sub>17</sub>Cl<sub>2</sub>N<sub>3</sub>O<sub>3</sub>



物質名 (IUPAC) : cis,trans-3-クロロ-4-[4-メチル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)-1,3-ジオキソラン-2-イル}フェニル=4-クロロフェニル=エーテル  
[ (cis,trans-3-chloro-4-[4-methyl-2-(1H-1,2,4-triazol-1-ylmethyl)-1,3-dioxolan-2-yl]phenyl 4-chlorophenyl ether)]

C A S 番号 : 119446-68-3

### (2) その他

(リスク管理機関等における有用情報等)

・該当データ無し。

情報整理シート(ジフェノコナゾール)

調査項目			概要	引用文献	
aハザードの名称/別名			ジフェノコナゾール / cis-trans-3-クロロ-4-[4-メチル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)-1,3-ジオキソラン-2-イル]フェニル=4-クロロフェニル=エーテル/1-((2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル]メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール	1-8-1	
b食品中の物質の名称/別名(ハザードが「食品そのものの状態」を指す場合に記入。 (例:ハザードが「ジャガイモ」の場合に食品中の物質として「ソラニン」を記入。))			該当データ無し		
cハザード等の概況(国内/諸外国)	用途等や汚染実態	①用途(登録・指定を含む使用実態等)や産生実態等(貝毒やシガテラ毒の場合は原因となる有毒渦鞭毛藻に関する事柄を含む)	糸状菌による果樹や野菜等の黒星病、赤星病や黒点病等の幅広い病気に効果があり、糸状菌類の細胞膜を構成する物質の生成を妨げることによって、殺菌作用を発揮すると考えられている。果樹等の病害防除に使われており、予防と治療の両方の効果があるとされている。	1-8-1	
			平成5年(1993年)4月28日農業登録、殺菌剤、普通物	1-8-13	
	汚染実態	ハザード等による汚染経路、汚染条件等	②調製・加工・調理による影響(特に調理等の処理によるリスクの低減や増加等)	該当データ無し	
			③生産段階	隣接畑からの飛散、農業に関する認識不足、ドリフト、原材料の管理不足	1-8-2
		④加工・流通段階	現地が日本基準を把握していない	1-8-2	
		⑤農畜水産物/食品の種類	生鮮ニオイタコノキ、生鮮かぶ類の根、加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):赤ピーマン、生鮮テーブルビート(カエンサイ)、とうがらし、生鮮セロリ、生鮮リーキ	1-8-2	
		⑥国内外の生産実態、海外からの輸入実態	タイ、フランス、中国、ニュージーランド、インド、イタリア、ベルギーからの輸入	1-8-2	
⑦注目されるようになった経緯(事故や事件があった場合に記入。)		該当データ無し			
dヒトに対する健康影響	①中毒事例(国内/諸外国)		該当データ無し		
	②中毒症状(摂取から発症までの時間・期間を含む)		該当データ無し		

情報整理シート (ジフェノコナゾール)

		<p>飲み込んだ場合:口をすすぐこと。気分が悪い時は、医師の診断を受けること。</p> <p>吸入した場合:被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受けること。</p> <p>眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が持続する場合は医師の診断、手当てを受けること。</p>	1-8-3	
	③治療法	<p>[応急手当]</p> <p>飲み込んだ場合:口をすすぐ。</p> <p>吸入した場合:速やかに新鮮な空気のあるところへつれて行き、深呼吸をさせる。</p> <p>皮膚、衣類に付着した場合:汚染した衣類をぬがせ、皮膚を多量の水と石けんでよく洗い、付着した農薬を除去する。洗浄時間は最低 15 分必要。</p> <p>眼に入った場合:直ちに蛇口の水、やかんの水のような流水(大量の水)で洗浄する。コンタクトレンズをつけている場合、コンタクトレンズをはずしその後も十分に洗浄を続ける。</p> <p>いずれも症状がある場合は、直ちに医師の診断を受ける。</p> <p>[医療機関での治療]</p> <p>飲み込んだ場合:必要に応じて胃洗浄、活性炭、下剤の投与、等を行う。その他必要に応じて、支持療法を行う。</p>	1-8-8	
	④予後・後遺症	該当データ無し		
e汚染防止・リスク低減方法		該当データ無し		
f)リスク評価状況(国内/国際機関/諸外国)	①評価結果(最終結果または途中経過を記入。)	<p>平均 1 日摂取量は 0.00455 mg と推計されており、これは、体重 50 kg 換算の ADI の 0.95%に相当し、食物から取り込むことによる人の健康への影響は小さいと考えられる。</p> <p>推定一日摂取量は ADI に対して 20%未満であり、食品を介しての摂取については、現時点において問題となるものではないと判断される。</p>	1-8-1, 1-8-4	
	②提言等	該当データ無し		
	耐容摂取量等	③耐容摂取量、摂取許容量及び急性参照用量	<p>ADI(一日許容摂取量)は 0.0096 mg/kg 体重/日(厚生労働省による評価)。</p> <p>EFSA によれば ADI は 0.01 mg/kg 体重/日。</p> <p>ADI: 0-0.01mg/kg 体重/日(JMPR による評価)</p> <p>ARfD(急性参照用量):0.3mg/kg 体重/日(JMPR による評価)</p>	1-8-1, 1-8-4, 1-8-5 (どれも同じ)
		④耐容摂取量、摂取許容量及び急性参照用量の根拠	<p>ラットにジフェノコナゾールを 104 週間、餌に混ぜて与えた実験では、体重増加の抑制、肝細胞の肥大、血小板数の減少等が認められ、この実験結果から、口から取り込んだ場合に求められた NOAEL(無毒性量)は、体重 1 kg 当たり 1 日 0.96 mg だった。</p> <p>EFSA の ADI 設定根拠はラットを用いた 2 年間の実験結果より。</p>	1-8-1 1-8-5 (どちらも同じ)
		⑤安全係数	100 (EFSA も 100)	1-8-5

情報整理シート (ジフェノコナゾール)

リスク評価状況(国内/国際機関/諸外国)	ばく露評価	⑥推定一日摂取量	0.00455 mg	1-8-1, 1-8-4 (どちらも同じ)
		⑦推定方法	被験食品は、国民栄養調査の分類を参考として I ~ XIV の食品群(飲料水を含めた)に分類し、各食品群の中から適宜食品を選び、各地域ブロックごとの食品群摂取量をもとに、それぞれの食品中残留農薬分析に必要な量を市場から購入した。調理を要する食品については、まず、通常行われている調理方法に準じて調理を行ったのち、食品群ごとに食品を均一に破碎混合し、その後に各農薬の定量分析を行い、食品群ごとに当該農薬一日摂取量を算出した。これらを総和することにより、当該農薬の一日摂取量を求めた。	1-8-4
		⑧MOE (Margin of exposure)	該当データ無し	
	体内動態	⑨経口摂取における吸収及び吸収率	該当データ無し	
		⑩分布	組織内濃度は肝、腎、副腎で血漿中に比べ高濃度である。	1-8-5
		⑪代謝(半減期)	SD ラットを用いた経口(0.5mg/kg)投与の試験において、Tmax は約 0.5~2 時間、Cmax は 0.17~0.33 $\mu$ g eq. /mL、T1/2 は約 20 時間と考えられる。	1-8-1, 1-8-5 (どちらも同じ)
		⑫排出(排泄)	投与後 2 日までに投与した量の 73~76%が胆汁中に排泄され腸肝循環される。投与後 7 日までに大部分が糞中に(雄では 70%、雌では 75%)、一部が尿中に(雄では 15%、雌では 16%)排泄されたと報告されている。	
		⑬毒性学上重要な化合物	該当データ無し	
	毒性評価	⑭急性毒性	GHS 分類マニュアル(H18.2.10 版)に基づく 急性毒性(経口)「区分 4」 【ラット経口投与での LD50=1,453mg/kg より】 急性毒性(経皮)「区分外」 ウサギの経皮投与での LD50>2,010mg/kg であり、死亡例がないことから(農薬登録申請資料(1992))区分外とした。 急性毒性(吸入:ガス)「分類対象外」 急性毒性(吸入:蒸気)「分類できない」 急性毒性(吸入:粉じん)「区分 4」 【ラット吸入ばく露での LC50=3.29mg/L より】	1-8-3
			急性経口毒性値 LD50(mg/kg) ラット♂♀1,453、マウス♂1,409、♀1,044	1-8-8
		⑮眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験	GHS 分類マニュアル(H18.2.10 版)に基づく 眼刺激性「区分 2B」【軽度の刺激性あり:ウサギでの試験において、7 日以内に回復する刺激性ありとのデータあり】 皮膚刺激性「区分外」 ウサギでの皮膚刺激性試験において、24 時間での Draize score が 0.17 と軽度の刺激性がみられたが、48 時間で消失している(農薬登録申請資料(1992))ことから、区分外とした。 皮膚感作性「区分外」 モルモットでの Bühler 法での感作性試験において、陰性とのデータ(農薬登録申請資料(1992))に基づき、区分外とした。	1-8-3 1-8-10 (どちらも同じ)

情報整理シート (ジフェノコナゾール)

f)リスク評価状況(国内/国際機関/諸外国)	毒性評価	毒性	⑯亜急性毒性	該当データ無し	
			⑰慢性毒性	該当データ無し	
			⑱発がん性	GHS 分類マニュアル(H18.2.10 版)に基づく 区分外 混餌投与によるマウスでの 78 週の発がん性試験において、2,500ppm(約 46mg/kg/day)の用量で肝細胞腫瘍が増加するとの報告(農薬登録申請資料(1992))があるものの、EPA(1999)でグループ C に分類されていることから、EPA の根拠を最優先させて、「区分外」とした。	1-8-3 1-8-10 (どちらも同じ)
			⑲生殖発生毒性	GHS 分類マニュアル(H18.2.10 版)に基づく 区分外 ラット 2 世代繁殖性試験、ラット及びウサギでの催奇形性試験において、生殖能や子動物への影響なしとのデータ(農薬登録申請資料(1992))に基づき、区分外とした。	1-8-3 1-8-10 (どちらも同じ)
			⑳遺伝毒性	該当データ無し	
			㉑微生物学的影響	該当データ無し	
			㉒その他	該当データ無し	
g)リスク管理状況(国内/国際機関/諸外国)		①規格・基準設定状況(基準値等)	公益財団法人日本食品化学研究振興財団によれば、食品により 0.01ppm~10ppm 公益財団法人日本食品化学研究振興財団のジフェノコナゾール基準値 <a href="http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/agrdtl.php?a_inq=30200">http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/agrdtl.php?a_inq=30200</a> を参照。	1-8-11	
			最大残留基準: Codex では複数の食品について 0.02ppm、米国では食品により 0.01ppm~0.15ppm、欧州では食品により 0.05ppm~0.1ppm。	1-8-15	
			②その他のリスク管理措置	容器を密閉して冷乾所にて保存すること。	1-8-3
h)参考情報	分子式等 (複数の関連物質がある場合は代表的なものについて記入のこと)	①分子式/構造式	$C_{19}H_{17}Cl_2N_3O_3$ 	1-8-1, 1-8-3	
		②分子量	406.27	1-8-3	
		③物質名(IUPAC)	cis,trans-3-クロロ-4-[4-メチル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)-1,3-ジオキソラン-2-イル]フェニル=4-クロロフェニル=エーテル [ (cis,trans-3-chloro-4-[4-methyl-2-(1H-1,2,4-triazol-1-ylmethyl)-1,3-dioxolan-2-yl]phenyl 4-chlorophenyl ether)	1-8-6, 1-8-9	
		④CAS名/CAS番号	1-([2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール ( 1-[2-[2- chloro-4-[4-chlorophenoxy]phenyl]-4-methyl-1,3-dioxolan-2-ylmethyl]-1h-1,2,4-triazole /119446-68-3	1-8-1	
	物理化学的性状(複数の関連物質がある場合は、代表的なものについて記入のこと)	⑤性状	白色の固体	1-8-1	
		⑥融点(°C)	82~83°C	1-8-3	
		⑦沸点(°C)	220°C (0.03mmHg)	1-8-3	
		⑧比重	該当データ無し		
		⑨溶解度	5mg/L (20°C)	1-8-3	

情報整理シート (ジフェノコナゾール)

h参考情報	⑩検査・分析法		厚生労働省「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」 GC/MSによる農薬等の一斉試験法(農産物)、GC/MSによる農薬等の一斉試験法(畜水産物)、個別試験法	1-8-12
	備考	⑪出典・参照文献(総説)	該当データ無し	
		⑫その他(リスク管理機関における情報等)	該当データ無し	

注1)各項目に該当する情報が無い場合は、「該当データ無し」と記載した。

注2)各項目名については、ハザード等の特性に合わせた適切な文言へ変更した。

引用文献

- 1-8-1. リスクコミュニケーションのための化学物質ファクトシート 2008 年版 環境省  
<http://ceis.sppd.ne.jp/fs2008/factsheet/data/1-096.html>
- 1-8-2. 厚生労働科学研究費補助金(食品の安心・安全確保推進研究事業)「食品衛生関連情報の効率的な活用に関する研究」平成21年の違反事例一覧  
<http://www.nihs.go.jp/hse/food-kkportal/ihanjirei/2009ihan1.pdf>
- 1-8-3. 安全衛生情報センター  
<http://www.jaish.gr.jp/anzen/gmsds/119446-68-3.html>
- 1-8-4. 厚生労働省「平成16年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/081027-1a.pdf>
- 1-8-5. (財)日本食品化学研究振興財団「食品衛生調査会関係資料一食品規格設定に係る毒性・残留農薬合同会議部会報告について—ジフェノコナゾール」  
<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/MHWinfo.nsf/1a98c8559086b2b9492565a10020bd0e/5f98d668ce5f3a15492565bb0025970b?OpenDocument>
- 1-8-6. 環境省  
[http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=1204&hou\\_id=1705](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=1204&hou_id=1705)
- 1-8-7. EFSA, Conclusion on the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance difenoconazole  
<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/1967.pdf>
- 1-8-8. 農薬工業会「農薬中毒の症状と治療法 第13版」
- 1-8-9. BCPC(British Crop Protection Council), The Pesticide Manual Thirteenth Edition, 2003
- 1-8-10. NITE((独)製品評価技術基盤機構)「GHS分類結果(関係省庁連絡会議 平成18年度事業)」  
<http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0378.html>
- 1-8-11. 公益財団法人日本食品化学研究振興財団「農薬等の基準値 ジフェノコナゾール」  
[http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/agrdtl.php?a\\_inq=30200](http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/agrdtl.php?a_inq=30200)
- 1-8-12. 厚生労働省「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu3/index.html>
- 1-8-13. 独立行政法人農林水産消費安全技術センター「農薬登録情報提供システム」  
<http://acsearch.acis.famic.go.jp/famic/>
- 1-8-14. Inventory of IPCS and other WHO pesticide evaluations and summary of toxicological evaluations performed by the Joint Meeting on Pesticide Residues (JMPR) through 2009  
[http://www.who.int/ipcs/publications/jmpr/pesticide\\_inventory\\_edition10.pdf](http://www.who.int/ipcs/publications/jmpr/pesticide_inventory_edition10.pdf)
- 1-8-15. <http://www.mrlatabase.com/>



※平成 22 年度食品安全確保総合調査「輸入食品等の摂取等による健康影響に係る緊急時に対応するために実施する各種ハザード(微生物・ウイルスを除く。)に関する文献調査報告書」より抜粋 (株式会社三菱総合研究所作成)

## (参考)

内閣府食品安全委員会事務局  
平成 22 年度食品安全確保総合調査報告書

輸入食品等の摂取等による健康影響に  
係る緊急時に対応するために実施する  
各種ハザード(微生物・ウイルスを除く。)  
に関する文献調査  
報告書

平成 23 年 3 月

**MRI** 株式会社三菱総合研究所

## I. 調査の概要

---

### 1. 調査目的

現在、食品安全委員会は、緊急事態等（注1）の発生時に把握している科学的知見をハザード概要シート（注2）に取りまとめ、国民に向けて情報提供を行っている。

一方、国民からはより迅速な情報提供を求められているが、現状においては、ハザード概要シートをゼロから作成しているため、その完成までに多くの時間を要している。

そのため、今後、緊急事態等の発生時の一層迅速な情報提供に資することを目的として、輸入食品、添加物、器具又は容器包装等（以下「輸入食品等」という。）の摂取等による健康影響に係る緊急事態等の発生の原因となることが将来的に懸念されるハザード（微生物・ウイルスを除く。）について、当該ハザードの特徴、人の健康への影響、関連食品等に関する文献を収集し、データ等を情報整理シート（注3）にまとめるとともに、あらかじめハザード概要シート（案）を作成した。

#### （注1）緊急事態等

食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するとき（食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（平成16年4月15日関係府省申し合せ）の第1項に規定）。

#### （注2）ハザード概要シート

緊急事態等の発生時に、食品安全委員会が把握している科学的知見を取りまとめ、いち早く国民に向けて分かりやすく情報提供することを目的とするものであり、物質の科学的性質等の情報を日本工業規格A列4番（以下「A4サイズ」という。）1～2枚程度にとりまとめたもの。具体的な記載事項は、用途や使用状況等の概要、毒性の程度、国内外での評価状況、分子式等。

#### （注3）情報整理シート

各ハザードについて、その概要とハザード概要シートを作成する際に使用した引用文献を整理したもの。

## 2. 調査項目

### 2.1 調査対象ハザードの選定

農薬、動物用医薬品、食品添加物の各分野については厚生労働省が毎年公表している「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」の過去3か年度（平成19年度、平成20年度、平成21年度）の検査内容別の違反事例から、自然毒（植物性自然毒）については厚

※平成22年度食品安全確保総合調査「輸入食品等の摂取等による健康影響に係る緊急時に対応するために実施する各種ハザード(微生物・ウイルスを除く。)に関する文献調査報告書」より抜粋 (株式会社三菱総合研究所作成)

生労働省が毎年公表している「食中毒統計」の過去3か年次(平成19年次、平成20年次、平成21年次)の食中毒発生事件事例から、調査対象ハザードを選定した。選定したハザード数を以下に示す。

分野	対象	選定数
農薬	残留農薬に係る違反事例	30
動物用医薬品	残留動物用医薬品に係る違反事例	13
食品添加物	指定外食品添加物の含有に係る違反事例	20
自然毒 (植物性自然毒)	食中毒発生事例のうち原因物質が自然毒 - 植物性自然毒できのこに関する事件事例 (ツキヨダケ、ドクササコ等)	16
	食中毒発生事例のうち原因物質が自然毒 - 植物性自然毒で高等植物に関する事件事例 (アジサイ、トリカブト等)	10
自然毒 (動物性自然毒)	下痢性貝毒、麻痺性貝毒、記憶喪失性貝毒、 神経性貝毒、アザスピロ酸、フグ毒、シガテ ラ毒、パリトキシン及び関連毒、テトラミン	9
かび毒	オクラトキシンA、ステリグマトシスチ ン、パツリン、ゼアラレノン、T-2 トキシン、 HT-2 トキシン、フモニシン	7
汚染物質	水銀(総水銀、メチル水銀)、鉛、有機ス ズ化合物、ダイオキシン類(注4)、ヒ素、 フタル酸エステル、臭素系難燃剤、カルバミ ン酸エチル	9

(注4) ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月16日法律第105号、最終改正:平成22年5月19日法律第34号)第2条に規定のダイオキシン類のことで、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。

## 2.2 専門家の選定

ハザードの各分野(農薬、動物用医薬品、食品添加物、自然毒、かび毒、汚染物質)に関する有識者であって調査対象ハザードに係るリスク評価及びリスク管理に関する調査・研究等に関わった経験を有する専門家を各分野それぞれ2名以上選定した。

## 2.3 ハザード概要シート(案)等の作成

ハザード概要シート(案)等の作成を行った。それに合わせて以下を実施した。

※平成 22 年度食品安全確保総合調査「輸入食品等の摂取等による健康影響に係る緊急時に対応するために実施する各種ハザード(微生物・ウイルスを除く。)に関する文献調査報告書」より抜粋 (株式会社三菱総合研究所作成)

#### (1) 文献の収集

情報整理シートに記載すべきデータが記載されている国内外の文献等の収集を行った。

#### (2) 関連データの抽出・整理

収集した文献から情報整理シートの項目に関連する記述・データを抽出し、主要な文献ごとに要約を作成した。

#### (3) 情報整理シートの作成

要約したデータ等を、情報整理シートの該当項目に簡潔に記載し、各専門家による確認を受けた。

#### (4) データベースの作成

収集した文献について、データベースにとりまとめた。

#### (5) 概要の作成

特に①ハザード等の概況とヒトに対する健康影響、②汚染防止・リスク低減方法、③リスク評価状況④リスク管理状況について要約を記載し、各専門家による確認を受けた。

#### (6) ハザード概要シート(案)の作成

抽出、要約したデータからハザード概要シートの原案を作成し、各専門家による確認を受けた。

なお、ハザード概要シートは、国民に対する情報提供を目的とするものであるため、原案作成に当たっては、平易な言葉を用い、また国民が得たいと考える情報を正確に提供できるように工夫して作成するよう特に留意した。

調査方法についての詳細は、下記 URL を御参照ください。

[http://www.fsc.go.jp/sonota/h22mri\\_houkoku.pdf](http://www.fsc.go.jp/sonota/h22mri_houkoku.pdf)